

令和 6 年第 3 回定例会

請願調査一覧表

文教警察委員会

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果
5年 第9号	5.12.6	<p>県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料の補助に関する請願</p> <p>私たちの子供たちが所属する県立高校の部活動では、全国大会出場を目標に校庭の土のグラウンドをサッカーデ部分、野球部、女子ソフトボール部が互いに譲りあいながら毎日の練習に励んでいる。勉強はもちろんであるが、部活動は学校生活を豊かにするだけでなく、個人の成長や将来の可能性を広げる機会でもある。部活動に捧げる熱い心を持つことは、高校生活で自己成長や仲間との絆を深めるために欠かせない。</p> <p>活動時間は、平日2時間、休日4時間、週12時間が設けられており合理的かつ効率的、効果的な練習を先生たちが創意工夫しながら指導に取組んでいる。しかし、サッカーデ部分は公式戦が芝もしくは人工芝の会場となり、普段の土のグラウンドでは試合に備えることが難しいのが現状である。放課後や週末は可能な限り、実戦に備えるため近隣の設備の整った施設を利用している。そのため、施設を利用する頻度が多くなり施設使用料が増加している。</p> <p>私たち父母の会は「十分な練習をしてほしい」という親の願いから会費などの家計負担を増やして努力してきた。しかし、最近の物価上昇や少子化、私学への進学も増加し、部員の確保も厳しさを増しており、一人当たりの負担が膨らむ一方である。金銭的負担が増え続けることで、経済的な事情のある生徒が、今後、部活動に参加できなくなる恐れが想定されている。</p> <p>このような状況を踏まえ、私たち父母の会は子供たちの十分な施設での練習を確保するため、そして全国大会出場の目標を応援したい思いから、下記事項を請願する</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p>	<p>水戸商業サッカーデ部分父母の会 大和田 郁子</p>	<p>海野 透 川津 隆 木本 信太郎</p>	<p>1. 県立高校の部活動における茨城県内の施設使用料を補助すること。</p> <p>(1) 制度の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 費用の補助           <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立高校の部活動に対する費用補助の制度はない。</li> <li>・部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものと學習指導要領に示されているように、その活動に係る費用については自己負担である。</li> <li>・なお、県からは、県内高校生の運動部活動をまとめている高体連に対し、補助金を支出しており、高体連において関東及び全国高校総体に出場する学校の部活動に対し、交通費を補助している。</li> </ul> </li> <li>② 県有施設の使用           <ul style="list-style-type: none"> <li>・高校生が利用する場合、利用料を減免（1/2）している。 貸出基準では公式試合、練習試合のみの利用となっている。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 水戸商業高校サッカーデ部分の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 活動状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・部員数が109名と多いことから、試合機会を確保するため、4チームに分け活動し、リーグ戦や強化練習会等に参加している。</li> <li>・学校のグラウンドは、硬式野球部やソフトボール部と共に活動が制限されている。</li> <li>・公式戦やリーグ戦は、芝のグラウンドで開催するため、競技力向上と怪我の防止を目的に、練習等でも同じ環境での活動を求めて学校以外の芝のグラウンドで行っている。</li> </ul> </li> </ul> <p>＜参考＞大会の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高体連主催の公式戦は年間4回行われる。</li> <li>・私立やクラブを含めた県内トップの10チームは、県1部リーグ（U18）に参加し、総当たりで年間18試合に出場 県立では、水戸商業、鹿島、古河一、牛久栄進が所属。</li> <li>・部員数の多い水戸商業は、他の部員が県3部リーグ（U18）として年間9試合を行う。</li> <li>・そのほかにも、年齢別大会として、U17チームが年間10試合、U16チームは、年間9試合に参加している。</li> </ul>

② 費用負担状況

- ・部活動に係る費用は父母会が集金・管理しており、部活動費として、6,000円/月（72,000円/年）を集金している
- ・遠征等のバス代は、1回につき2,000円/人を集金している。
- ・その他、ジャージや防寒着、リュックサックを部活動で揃えるため、父母会が取りまとめて個人負担で購入している。
- ・近隣にある県堀原運動公園を使用することが多く、545円/hで減免適用により使用している。
- ・硬式野球部も、堀原運動公園野球場を、765円/hで減免適用により使用している。

<参考>施設使用料

- ・水戸ツインフィールド（水戸市所有）  
12,000円/4時間（水戸市内料金） 18,000円/4時間（水戸市外料金）
- ・IFAフットボールセンター（県サッカー協会所有）  
14,000円/4時間（県内料金） 21,000円/4時間（県外料金）
- ・ひたちなか地区多目的広場（ひたちなか市サッカー協会所有） 10,000円/試合

<参考>県立高校の芝生整備状況

- ・鹿島高等学校
  - ・波崎柳川高等学校
- ※2校とも周年事業の寄付により整備

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	調査結果												
6年 第2号	6. 9. 10	<p>学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教職員の長時間労働や未配置など、解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。</p> <p>2021年3月、義務標準法の改正により、小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられた。小学校だけに留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠である。加えて、きめ細かい教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。</p> <p>義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられた。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もあるが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であり、国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、ゆたかな子どもの学びを保障するためにも、国庫負担制度の堅持は不可欠である。</p> <p>こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関への意見書提出を請願する。</p> <p>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。</p> <p>2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。</p> <p>3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。</p>	茨城県教職員組合 執行委員長 井坂 功一 外11,185名	海野透 白田信夫 飯塚秋男 常井洋治 戸井和之 高崎進 斎藤英彰	<p>1 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引き下げ等少人数学級について検討すること。</p> <p>(1) 制度の概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①学級編制に係る国の標準：1学級40人（小学校1～5年生は35人） 公立義務教育諸学校については、都道府県において国の標準を下回る基準を設定することが可能（平成13年度～） ※ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）</li> <li>②学級編制の弾力化の変遷           <ul style="list-style-type: none"> <li>【平成23年度～】（義務標準法改正） 小学校1年生の学級編制の標準を40人から35人に引下げ</li> <li>【平成24年度～】 小学校2年生の全ての学級で35人以下学級が実現できるよう加配措置</li> <li>【令和3年度～】 小学校2～6年生の学級編制の標準を、令和3年度から5年かけて段階的に35人に引下げ</li> </ul> </li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>R 3</th><th>R 4</th><th>R 5</th><th>R 6</th><th>R 7</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学年</td><td>小2</td><td>小3</td><td>小4</td><td>小5</td><td>小6</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 本県の状況</p> <p>少人数教育充実プラン推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①楽しく学ぶ学級づくり事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：小学校全学年</li> <li>○小学校1～5年生は、国の基準により35人以下学級</li> <li>○小学校6年生               <ul style="list-style-type: none"> <li>・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名配置</li> <li>・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>②中学校生活充実支援事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>対象：中学校全学年               <ul style="list-style-type: none"> <li>・35人超3学級以上・・・学級増・担任教員1名+非常勤講師1名配置</li> <li>・35人超1・2学級・・・学級毎に非常勤講師1名配置</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	学年	小2	小3	小4	小5	小6
年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7												
学年	小2	小3	小4	小5	小6												

(3) 最近の動き

①中央要望

令和6年6月に、文部科学省に小学校に引き続き、中学校においても、学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画の策定等を要望

②令和7年度予算概算要求（文部科学省）

○学校の指導・運営体制の充実	7,653人
・小学校における教科担任制の拡充	2,160人
・生徒指導担当教師の全中学校への配置	1,380人
・多様化・複雑化する課題への対応	476人
・小学校における35人学級の推進	3,086人

2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

(1) 制度の概要等

- ・第7次教職員定数改善計画（H13～H17）により、少人数指導への支援、教頭複数配置の拡充ほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の定数改善。
- ・H29義務標準法改正により、H29～R8の10年間で、通級指導、外国人児童生徒等指導及び初任者研修指導に関する加配定数の基礎定数化。

(2) 最近の動き

- ・学習指導要領により、より一層の授業の工夫・改善が求められていることから、ICT環境のさらなる充実や、教員としての資質・能力の向上を図りながら、教員の負担軽減を講じることも必要であるため、小学校に引き続き、中学校の学級編制の標準を35人以下に引き下げる新たな定数改善計画の策定や、小学校における専科指導、英語教育の早期化・教科化・高度化への対応、問題行動や不登校への対応などのための加配定数の充実等について、国に対して要望を行っている。

3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

(1) 制度の概要等

【義務教育費国庫負担法】（平成18年4月施行）

国の負担率を2分の1から3分の1に改正

国庫負担金の減少分→所得税から個人住民税への税源移譲により措置

(2) 動向

①【三位一体改革について（政府・与党合意）】

（平成17年11月30日）

義務教育制度について、その根幹を維持し、義務教育費国庫負担制度を堅持する。

②【義務教育費国庫負担金に係る財務省・文部科学省の合意事項】

（平成25年1月27日）

今後の少子化の進展や国・地方税制状況等を勘案し、教育の質の向上につながる教職員配置の適正化を計画的に行うことその他の方策を引き続き検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(3) 最近の動き

①【全国都道府県教育長協議会等からの国への要望】

（令和6年7月）

全国どこでも誰一人取り残さない義務教育の機会均等と教育水準の維持向上のため、必要な財源は国の責務としてこれを完全に保障するよう国に要望している。

②【令和7年度概算要求への反映状況（文部科学省）】

（令和6年8月）

義務教育費国庫負担制度は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県及び指定都市が負担した経費の3分の1を国が負担するものである。